

シアン化合物含有豆類取扱要領

第1 趣旨

この要領は、厚生労働省が定めた「シアン化合物含有豆類の取り扱い要領（昭和37年5月26日環発第175号）」に基づく文書処理について、必要な事項を定める。

第2 承認申請

シアン化合物含有豆類を使用して生あんを製造したい製あん業者は、市長の承認を受けるため、次の各号に掲げる書類を添付したシアン化合物含有豆類使用製あん業者承認申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

- (1) あん類製造業許可証の写し
- (2) 法人の場合は登記事項証明書または定款の写し

第3 承認

市長は、前条による申請を受けたときは、内容を審査し、適当と認めるときは、承認番号を付したシアン化合物含有豆類使用製あん業者承認指令書（第2号様式）を交付するものとする。

第4 命令

市長は、シアン化合物含有豆類使用製あん業者（以下「承認製あん業者」という。）を承認するときは、食品衛生法第28条第1項の規定に基づき、シアン化合物含有豆類の使用について命令書（第3号様式）を交付するものとする。

第5 購入の報告

承認製あん業者は、シアン化合物含有豆類を購入したときは、直ちに購入先の輸入業者の住所及び氏名、購入した袋数及び重量を記載した報告書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

第6 受払簿

承認製あん業者は、シアン化合物含有豆類を使用して生あんを製造したときは、製造した年月日、製造量、当該豆類の購入数量及び残量を受払簿（第5号様式）に記入して保管しなければならない。

第7 廃止

承認製あん業者は、承認製あん業を廃止したときは、直ちに承認指令書を添えてシアン化合物含有豆類使用製あん業廃止届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 浜北市、天竜市、舞阪町、雄踏町、細江町、引佐町、三ヶ日町、春野町、佐久間町、水窪町及び龍山村の編入の日（以下「編入日」という。）前に、静岡県

シアン化合物含有豆類の文書処理要領(昭和37年 公第149号)の規定によりされた手続きその他の行為で、編入日以降において市長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、同日以降においては、それぞれこの要領の相当規定によりされたものと見なす。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式（第2関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

申請者

氏名（名称及び代表者の氏名）

印

シアン化合物含有豆類使用製あん業者承認申請書

厚生省の定めた「シアン化合物含有豆類の取り扱い要領」の規定により、シアン化合物含有豆類を使用して、生あんを製造したいので、次のとおり申請します。

記

製造所の所在地	
製造所の名称、屋号又は商号	
営業設備の面積（ m^2 ）	
1日当りの製あん能力（kg）	
参考事項	

第2号様式（第3関係）

浜松市指令健生 第 号
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

浜松市長



シアン化合物含有豆類使用製あん業について（承認）

年 月 日付けで申請のあったシアン化合物含有豆類使用製あん業については、次のとおり承認します。

記

- 1 製造所の所在地
- 2 製造所の名称、屋号又は商号
- 3 承認番号

住 所
営業所所在地
氏名（名称）

浜松市長



シアン化合物含有豆類の使用について（命令）

年 月 日付けで申請のあったシアン化合物含有豆類使用製あん業を承認するにあたり、食品衛生法第28条第1項の規定に基づき次のとおり命令します。

記

- 1 シアン化合物を含有する豆類を購入した場合は、直ちに購入先の業者の住所及び氏名（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）、購入袋数及び重量並びに生あんの製造所所在地を記載した報告書を保健所長に提出すること。
- 2 当該豆類を使用して生あんを製造したときは、製造年月日ごとにその使用袋数及び重量並びに残在庫の袋数及び重量を記入したシアン化合物含有豆類受け払い簿を作成し、求めに応じて報告できるよう保管しておくこと。

< 教 示 >

この処分について不服がある場合は、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する判決があった日）の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第4号様式（第5関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名） 印

シアン化合物含有豆類購入報告書

食品衛生法第28条第1項の規定により、次のとおり報告します。

記

購入先業者の住所（所在地）	
購入先業者の氏名（名称）	
購入袋数及び重量	袋 kg
購入品種	
購入年月日	
生あん製造所（工場）所在地	

第6号様式（第7関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

申請者

氏名（名称及び代表者の氏名）

印

シアン化合物含有豆類使用製あん業廃止届

シアン化合物含有豆類使用製あん業を廃止したので、承認指令書を添付の上、次のとおり届出します。

記

製造所の所在地	
製造所の名称、屋号又は商号	
廃止の年月日	
廃止の理由	
備考	